

説 明 資 料

〔これまでの議論を踏まえた税制改正等〕

令和 8 年10月20日（火）

財務省主税局

これまでの議論を踏まえた税制改正①

令和8年度税制改正

○ 記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し

近年における会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について、電子申告を行い、かつ、一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として、控除額の上限を引き上げる（65万円→75万円）などの見直しを実施。

○ 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

令和10年4月1日以後に通信販売の方法により行われる資産の譲渡について、以下のとおり、消費税の課税関係の見直しを実施。

- ① 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し
- ② 特定少額資産販売事業者の登録制度の創設
- ③ 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

○ 企業グループ間の取引に係る保存文書の整備

企業グループ内の法人間で行われる取引（シェアードコスト取引など）については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には、正確な実態確認ができないことから、企業グループ内の法人との間で一定の取引を行った場合には、その取引に関する資産又は役務の提供の明細等を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付け。

令和 8 年度税制改正（続き）

○ 国税犯則調査手続等のデジタル化

国税犯則調査等における証拠収集手続について、電気通信回線を通じて電磁的記録の提供を命ずる手続（電磁的記録提供命令）を整備。また、許可状の発付等について、書面によるほか、電磁的記録によることができるよう措置。

○ 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

滞納者が暗号資産交換業者を介さず自己管理する暗号資産等（特定電子移転財産権）については、徴収職員が差押えできないという課題があったことから、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により差押えが行えるよう措置。

○ 貸付用不動産の評価方法の見直し

貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離の利用によって相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、納税者の予測可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法の見直しを行う予定。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（抜粋）

〔平成29年11月20日
政府税制調査会〕

2. 税務手続の電子化等の推進

（1－2）法人関係（法人税）

法人については、現状、企業活動ではICTが広く普及しているにもかかわらず、申告・申請のデータがそのまま電子的に提出されず、書面で提出され、税務当局において再びデータ化（入力・読取）されて処理が行われることが少なくない。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Taxの利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Taxで行われるという姿（法人税等の電子申告利用率100%）の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

また、国・地方に共通して情報を提出している場合は、e-TaxとeLTAX（地方税電子申告システム）の双方に重複して入力作業等を行うことなく、一度のオンライン手続で処理を行えることができるよう検討を進める必要がある。

こうした環境整備を進めるとともに、まずは大法人について、法人税等の電子申告義務化を着実に実施すべきである。

中小法人については、国税当局において、「規制改革実施計画」を踏まえ、法人税等の電子申告利用率の引上げ（平成31年度までに85%以上）に取り組んでいるところであるが、税理士会等との連携を含め、様々な取組により、確実にその達成を図るべきである。

〔令和 5 年 6 月 3 0 日
政府税制調査会〕

第 2 部 個別税目の現状と課題

IV 納税環境の整備

2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上

（2）納税者・税務当局間の手続（申告・納付手続等）のデジタル化 （今後の課題）

（略）

また、納税者が確定申告を行う際の利便性向上のため、金融機関や公的機関等からマイナポータルを通じて提供される証明書等のデータについては、納税者が自ら入力しなくとも申告書に反映される仕組みが構築されていますが、今後、その対象となる証明書等の範囲の拡大を一層進めていく必要があります。

さらに、納税者の取引等の相手方である第三者から税務当局に提出される法定調書についても、書面ではなくデータで提出されることとなれば、これを納税者の申告に活用できる仕組みを構築することが容易になります。この点、個人・法人から税務当局に提出された法定調書の提出状況（令和 3（2021）年 1～12 月提出分）を見ると、電子提出を義務付けられていない提出枚数 100 枚未満のものについても、電子提出の割合は約 7 割にまで達している状況を踏まえ、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等について検討することが必要です。

以上の取組みを進めていくことにより、将来的には、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みを実現すべきであると考えられます。

〔令和5年6月30日
政府税制調査会〕

第2部 個別税目の現状と課題

Ⅳ 納税環境の整備

4. 資料情報を活用した適正な申告・納税の実現 （今後の課題）

暗号資産取引やシェアリングエコノミー、ギグエコノミーといった新たな取引形態は、取引及び関連する支払のデジタル形式での記録につながるため、本来、納税者・税務当局の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性があると考えられます。例えば、将来的に、先述の、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みが実現され、デジタル化された取引情報を納税者の申告に活用することが可能となれば、適正な申告・納税の実現に資するとともに、確定申告を行う納税者の利便性向上にも寄与し得るものと考えられます。こうしたデジタル化に伴う効果も活かし、今後、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引に係る法定調書や報告のあり方について検討していく必要があると考えられます。

プラットフォーム事業者の報告義務については、令和2（2020）年7月にOECD租税委員会において、不動産賃貸及び個人サービスを対象とし、各国が任意で採用できる世界標準として、シェアリングエコノミー及びギグエコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールが公表され、令和3（2021）年6月には、モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルールとともに、商品の販売、移動手段の賃貸についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」が公表されました。〔資料2－Ⅵ－5〕

EUにおいては、EU加盟国の税務当局間における自動的情報交換の報告範囲をプラットフォーム事業者の売主に拡大する指令（DAC7）が令和3（2021）年3月に採択され、DAC7は、EU各国に対して令和2022年12月31日までに国内法を施行するよう要請しており、EU各国で順次国内法が制定されています。こうした諸外国の取組みも踏まえつつ、検討を進めていく必要があります。

〔令和５年６月３０日
政府税制調査会〕

第２部 個別税目の現状と課題

Ⅳ 納税環境の整備

５．税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

（２）国内外における課税逃れへの対応

（今後の課題）

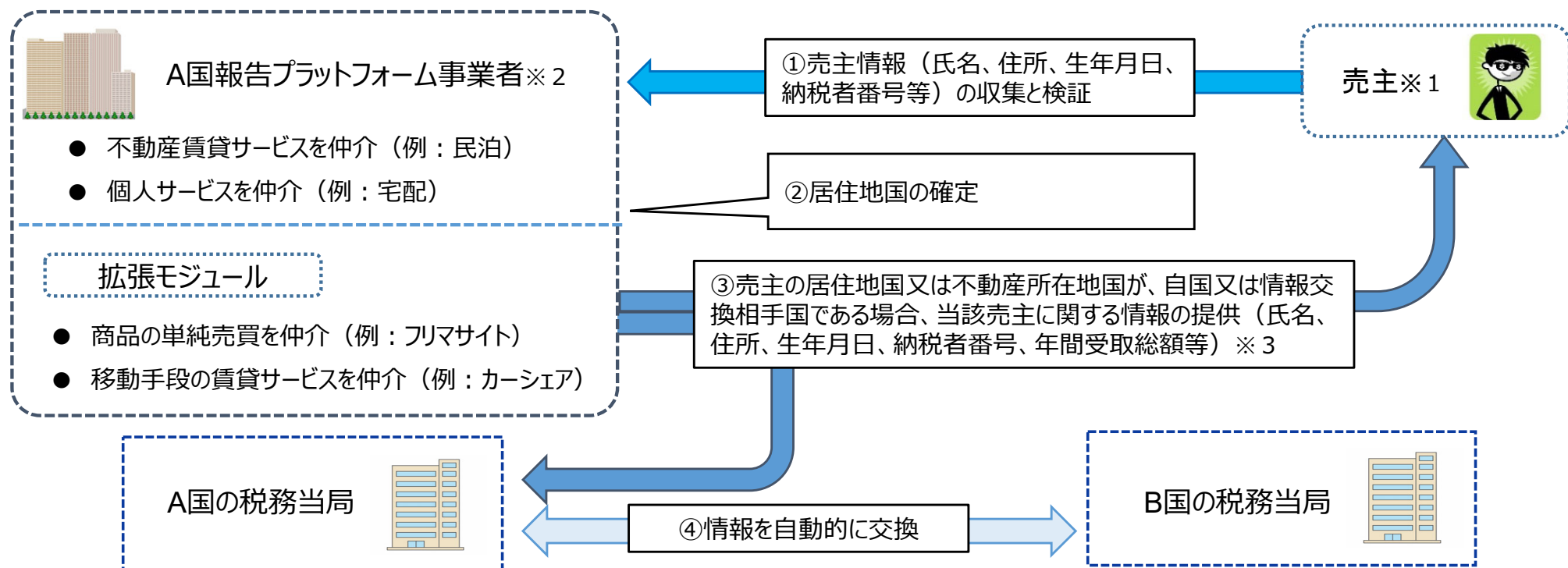
（略）

さらに、租税回避スキームについては、従来の簿外取引や仮装・隠蔽と異なり、通常では用いられない取引や事業体を実際に作出・経由するなどして、積極的に法令上の規定に適用させることで税負担の減免を図ることが多く、現行の法制度においては適法であったとしても、これが放置され、適正な課税が行われない場合、課税の公平を損ない、納税者の信頼を揺るがすこととなります。このため、租税回避スキームの開発・販売や利用等に関する実態を把握するための執行面での対応を強化していくことが重要です。また、B E P Sプロジェクトでは、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、税務当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つベスト・プラクティスとして、義務的開示制度（M D R）の導入の検討が勧告されています。諸外国におけるM D Rの円滑かつ効果的な導入を担保するための取組み等も参考にしつつ、税務当局が租税回避スキームについての的確に把握できるような仕組みについて検討を進めていく必要があります。

シェアリングエコノミー及びギグエコノミーにおける 売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
納税環境整備に関する専門家会合
財務省提出資料

- OECDにおいて、シェアリングエコノミー及びギグエコノミーにおけるプラットフォームを利用する売主が実現した取引及び所得に係る情報を統一的な基準により収集し、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、2020年7月、不動産賃貸及び個人サービスを対象とし、各国が任意で採用できる世界標準として、モデルルールを公表。
2021年6月には、モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルールとともに、商品の販売、移動手段の賃貸についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」が公表された。
- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主（上場事業体など4類型）については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。
税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

参 考 資 料

記帳水準の向上等に向けた青色申告特別控除の見直し（令和 8 年度改正）

- 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。
- 近年における会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について以下の見直しを行う（令和 9 年分以後の所得税について適用）。
 - ① 請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を引き上げる（65万円→75万円）。
 - ② 簡易簿記による控除（10万円）の適用は、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下の納税者、又はii)事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。
 - ③ 複式簿記による控除（65万円以上）の適用は、電子申告を条件とする。

○ 改正前

条件	控除額
複式簿記 + イ～ハのいずれか	65万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
ハ 電子申告	
複式簿記（上記イ～ハを満たさず＝書面申告）	55万円
簡易簿記	10万円

○ 改正後

条件	控除額
複式簿記 + 電子申告 + イ・ロのいずれか	75万円
イ 優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
ロ 請求書データ等との自動連携	
複式簿記 + 電子申告	65万円
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記【対象を限定】（注 1）	

（注 1）簡易簿記については、i)事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1,000万円以下（事業所得及び不動産所得がある場合はいずれも1,000万円以下）の納税者、又は、ii)事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者が適用できることとする。

（注 2）本件見直しの円滑な移行を図る観点から、複式簿記や電子申告に未対応の事業者については、官民が協働してその支援に取り組むこととする。また、記帳に不備がある事業者への対応を含め、記帳水準の更なる向上に向けた取組を継続する。

少額免税制度の見直し

【改正前】

- **国境を越えて行われる通信販売**については、その**商品の輸入者**に**関税とともに消費税の納税義務**を課している。ただし、円滑な通関確保の観点から、**1万円以下の貨物は原則免税**とされている。

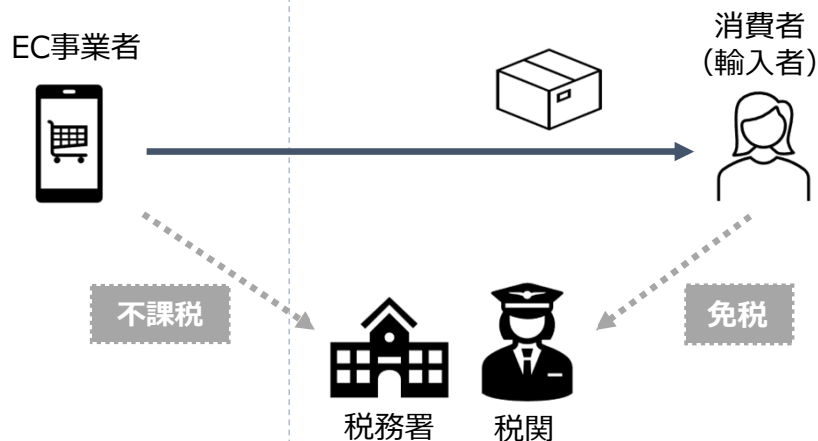
【改正後】

- **円滑な通関を維持しつつ、国内の小売事業者との公平な競争環境を確保**するため、**国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品**について、諸外国と同様、**販売者に納税義務を課す**こととする（1万円超の商品は、引き続き関税とともに輸入時に課税する。）。

（注）令和10年4月1日から適用

改正前

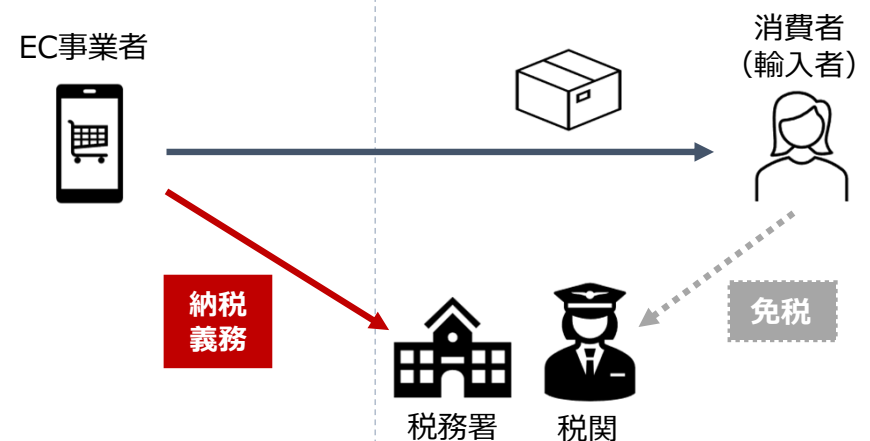
- 消費者に**輸入消費税**の納税義務あり。ただし、円滑な通関確保の観点から1万円以下の貨物の輸入は原則として**免税**。
- 輸入を伴う通信販売は、国外に所在する資産の販売であるため、**消費税は不課税**。



※ 1万円超の貨物は、関税とともに輸入時に消費税が課税されている。

改正後

- 大量に輸入される少額貨物を税関において課税することは現実的でないため、引き続き**輸入消費税は免税**。
- 諸外国や国内取引と同様、**販売者に消費税の納税義務**を課し、税務署に納税申告を行うこととする。



- ※ 小規模事業者の事務負担や徴税コストの観点から、国内取引と同様、売上高1000万円以下の事業者の納税義務を免除。
- ※ 為替や混載等により販売時・輸入時双方に課税されることのないよう、販売時に課税されたことを証明する登録制度を設ける。
- ※ 税関職員が行う調査に係る質問検査権の整備を行うほか、その他所要の措置を講ずる。

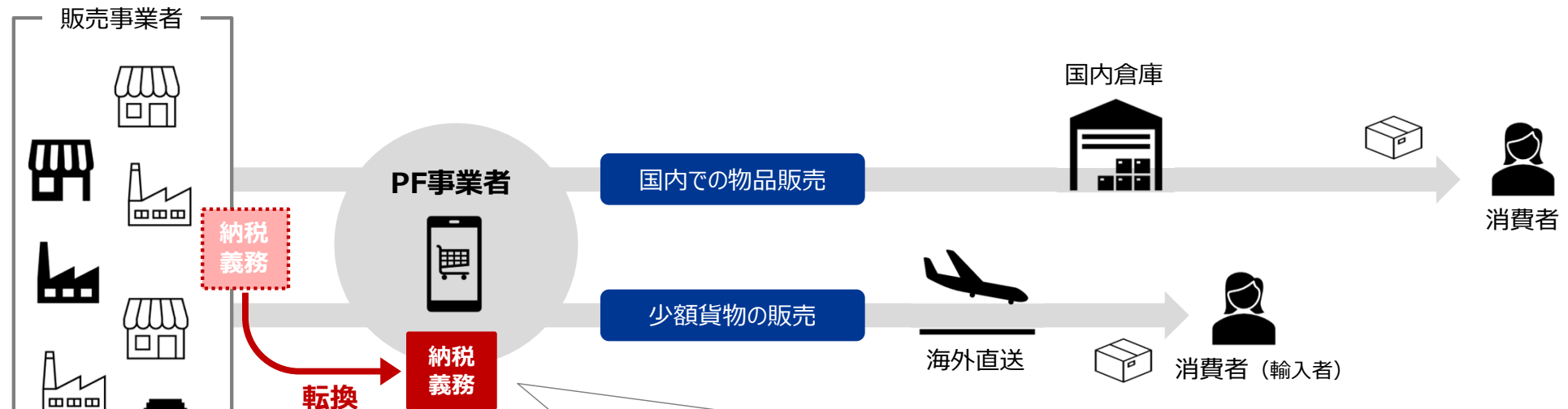
物品販売に係るプラットフォーム課税

- プラットフォームを介する物品販売で生じている**国外事業者の無申告**への対処や**少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保**の観点から、これらの取引を仲介する**プラットフォーム事業者**に**納税義務を転換**する（プラットフォーム課税）。
- 対象とするプラットフォーム事業者には、**高い税務コンプライアンスや事務処理能力**が求められること等を考慮し、プラットフォーム課税の対象となる物品販売の**合計額が50億円超のプラットフォーム事業者を対象とし、その納税義務をプラットフォーム事業者に転換**するほか、**所要の措置を講ずることとする**。

（注1）既に導入されているデジタルサービスのプラットフォーム課税についても50億円超とされている。

（注2）令和10年4月1日から適用

プラットフォーム課税のイメージ



プラットフォームを介して行われる

- ① 国外事業者による国内での物品販売
- ② 事業者による少額輸入貨物の販売

をプラットフォーム課税の対象取引とし、これらの合計額が**50億円超**のプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。

（注）「少額貨物の販売」については、改正により販売時課税の対象として新たに納税事務を求めることになることや、通関事務への影響等を踏まえ、国内の販売事業者の取引も含めてプラットフォーム課税の対象とする。

国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

【改正前】

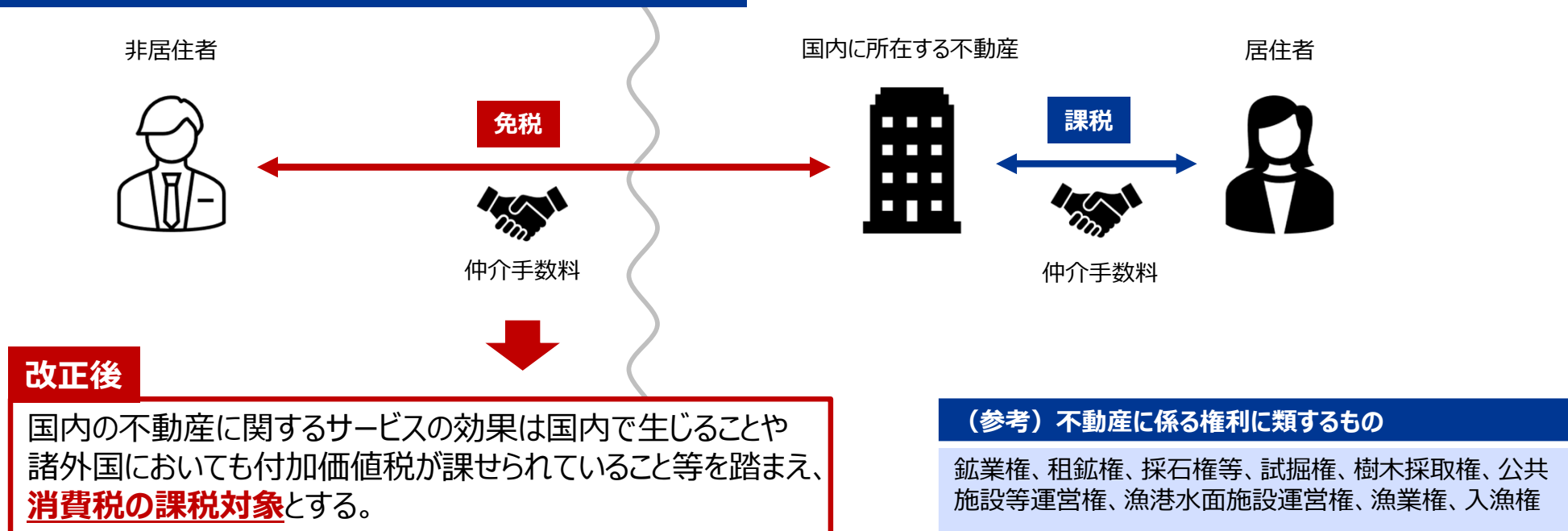
- 国内において非居住者に対して行われる取引のうち、国内に所在する不動産に関するサービス（仲介手数料等）については、輸出取引に類するものとして消費税が課税されないこととされている。

※ 不動産管理手数料については、国内で直接便益を享受するものとして、消費税は課税されている。

【改正後】

- こうした国外に持ち出せない不動産に関するサービスについては、国内でその不動産に関する効果が帰属するものであり、国内の居住者とのイコールフットイングや諸外国においても不動産の所在国において付加価値税等が課されていること等を踏まえ、国内に所在する不動産や不動産に係る権利に類するものについては、そのサービスを受ける者の居住地にかかわらず、消費税の課税対象に見直すこととする。

国内に所在する不動産に関するサービスに対する消費税の課税関係



（注 1）上記の見直しに併せて、漁業権・入漁権に係る内外判定基準についても所要の整備を行う。

（注 2）令和8年10月以降に行う取引から適用することとし、同年3月末までに契約されたものについては、なお従前の例による。

企業グループ間の取引に係る保存文書の整備

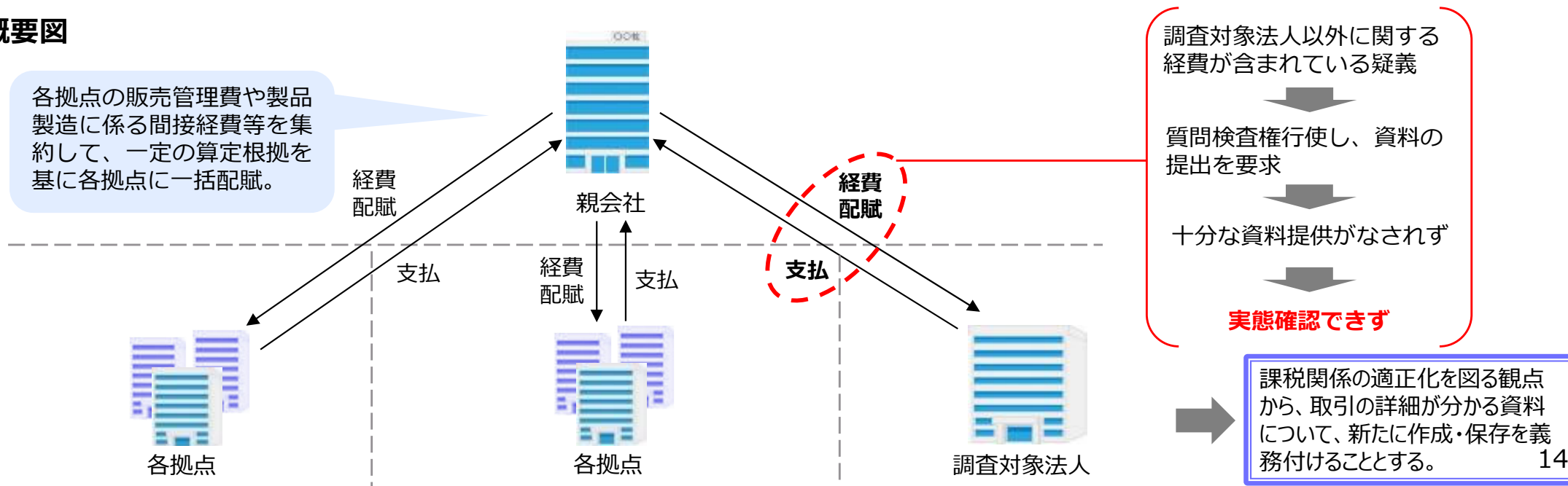
【改正前の制度とその課題】

- 法人税法においては、法人は、帳簿とともに、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書等の書類及び自己の作成したこれらの書類等を保存しなければならないとされている。税務調査では、相手方の協力の下、相手方が保存している書類の提示・提出を受けている。
 - 企業グループ内の法人間で行われる取引（シェアードコスト取引など）については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものであるか十分に確認することができないことから、正確な実態確認ができない事例が把握されている。
- ※ シェアードコスト取引とは、企業グループ内で発生する共通の業務（研究開発、広告宣伝、システムの維持管理等）を企業グループ内の特定の法人に集約し、その業務により発生した費用について、企業グループ内の他の法人に対して利用料等の一定の基準により請求するという取引のことをいう。

【改正内容】

- 企業グループ内の法人との間で一定の取引を行った場合には、支払を行う法人の法人税の課税所得の計算上保存が義務付けられている書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引における支払金額の計算の明細及びその取引に係る支払金額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付ける措置を講ずる。
- ※ 一定の取引とは、無形資産の譲受け・借受け、経営管理・指導、シェアードコスト取引等の役務の提供その他これらに類する取引をいう。

概要図



国税犯則調査手続のデジタル化（令和 8 年度改正）

- 国税犯則調査手続のデジタル化に対応するため、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、以下の改正を行う（令和 9 年 10 月 1 日以後適用）。

※ 刑事手続のデジタル化に関する刑事訴訟法改正法（令和 7 年 5 月成立）の内容に倣い、国税犯則調査手続についても所要の見直しを行うもの。

手続等	改正前の制度	改正後
・ 調書や目録の作成・管理	書面	データも可
・ 裁判所の許可状の請求・発行	書面・（運用上）対面	データ・オンラインも可
・ 検察官への告発 （関連文書一式の提出）	書面・（運用上）対面	データ・オンラインも可
・ 証拠となるデータの入手	記録媒体にデータを記録させた上で、当該記録媒体を差押え （記録命令付差押え）	オンラインによるデータの提供を求めること （電磁的記録提供命令）も可

（注）

- 電磁的記録提供命令については、
 - 記録媒体にデータを記録させた上で提出を求める改正前の制度の方法も、本命令の一類型として位置付ける。
 - 命令を受ける者に対し、1 年を超えない期間を定めて、みだりにその命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨を命ずることができることとする。
 - 正当な理由がなく、命令に違反したときは、罰則の対象とする。
- デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととする。
- 租税条約等の相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があった場合の調査手続についても、上記と同趣旨の整備を行う。

滞納者が自己管理する暗号資産の徴収手続の整備（令和8年度改正）

- 滞納者が暗号資産交換業者を介さず自ら管理する暗号資産について、所定の手続により、差押えを行うことができるようにする（令和9年4月1日以後適用）。

改正前の制度・課題	改正後の制度
滞納者が自己管理する暗号資産については、差押えを行うことができない。 （参考） 暗号資産交換業者を介して保有する暗号資産については、当該交換業者に対する債権を差し押さえることが可能。	- 滞納者が自己管理する暗号資産については、徴収職員の管理に移す方法により、差押えを行うことができるようにする。 - 徴収職員が自らの管理に移すことが困難である場合には、滞納者にその暗号資産の移転を命じることができるようにする。 - 暗号資産の移転命令について、正当な理由がなく違反したときは、罰則の対象とする。

【改正後の手続のイメージ】



（注）

- 暗号資産の市場における売却について、その取扱いを明確化する運用上の対応を行う。
- 租税条約等の相手国等の要請に基づき徴収共助を実施する場合の共助対象外国租税の徴収手続についても、上記と同趣旨の整備を行う。